	事業ID 090	令和 4	年度	事務事	業評価シ-	- -		ŕ	<b>介和</b>	4 年	11	月	29 日	作成	
事務事業名		消費者保護対策事業					□ 実施計画登載事業 □ 総合戦略登載事業								
	政策名	やすさ	ぎある安全な	ŧ	事業期間					予算科目					
政	以火石	0 5 やすらぎある安全なまちづくりの推進						71⊫J		会計	款	項	目	事業	
政 策 体	施策名	2 5 消費者	皆の自立支援	1	□ 単	年度のみ			01	07	01	05	00		
系	基本事業名						<b>▽</b> 単年度繰返			01	01	01	0.5	02	
1	根拠法令  消費者安全法、大船渡市消費者救済資金貸付要綱										事務	事業	区分		
	部課名	市民生活部市民環境課					□ 期間限定複数年度			A 政策事業			R 施設整備		
所	課長名	鈴木 康代 生活安全係 <b>電話</b> 0192−27−3111				【計画期間】			£		<u>C</u> 施設管理 □				
属	係名	生活安全係				V ^ 4	年度		年度		一般(A				
主教	担当者	白土 美都		<mark>内線</mark> 細。期間限定複	130		新画欄の約 た記述)	が投入車で			#n 88 70 1	<u> </u>	<u> </u>	D 7. \	
市談を発えた。生付金事	民の消費生活計 員を配し、相 開架め、資育費生 人、写賞費生 人、多国組 人ので 協っている。 会に で が は のの4 を 、 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ため、消費生活も 主催の研修への参 別題解決の支援、 生活情報の提供を 資金貸付制度」を 協では、相談者の 受付③資金融資	zンター 参加費者 消費者 を行う。 で で で で で で で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に に に に に に に に に に に に に	を設置。消費で相談技術等被害防止のいる消費者に応じて、資	等の知れために信用金貨資を理資	人件費	国庫ができます。国産の関係を関する。国産の関係を関する。国産の関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	新聞版 東支出金 市県支出の 地方債 その他 般財源 計(A) 従務時間 計(B)	<b>金</b> 数	<b>奴牛及</b> (	0				
_	見状把握の剖 事務事業の目														
	F段(主な活動					(5)	活動指標	(事務事業の	の活動量を	表す指標	)				
前年	度実績(前年		<b>名</b> 称							単	立				
信用生	:協に対し、貸付金1	て消費生活相談、広幸 17,000千円を預託。 内 付7,000千円 (融資枠:	:預託額の4倍(40,000	000 ア 消費生活相談件数							件	:			
	度計画(今年		1 消費者啓発広報							口					
貸付実	引き続き消費生活センターとして消費生活相談や広報等での啓発を行う。 貸付実績をもとに、信用生協に対し17,000千円を預託。内訳は債務整理資金貸付10,000千円(融資枠:預託額の信(40,000千円))、生活再建資金貸付7,000千円(融資枠:融資額の1倍(7,000千円))。												件		
<b>0</b> 1	14/=4/-4	. 1. 1. 2	701.			⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)							224 1		
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 多重債務者等の相談者、市民						<b>名称 力</b> 市民							単位 人		
				キ信用生協への相談者数							人				
③ 意	意図(この事業	業によって、対	象をどう変える	のか)		· ク		- 1000						-	
	者に債務を整														
消費?	生活に関する	知識を深めてもら		7	成果指標			達成度を	表す指標)		** /	<u></u>			
				7/			<b>名称</b>				単位				
	吉果(基本事	(するのか)	サ 貸付件数(新規貸付件数)							件	:				
	生活に関する 債務からの救		ン 融資残高							円					
							ス 貸付枠外の融資残高						F.	]	
(2) 総事業費・指標等の推移															
			年度 単位	2年度(実績)	3年度(実績)	4年	度(目標)	5年度	(目標)	6年	度(目標	<b>(</b>	7年度	(目標)	
	財製造店		千 円												
事	都道府県 地方債	支出金	千 円	1	12	+	31		31		3	31		31	

					単位						
投入量		国庫支出金			千 円						
		<sub>活</sub>			千 円	1	12	31	31	31	31
	事業		//s 地方債		千 円						
	費	記しての他		千 円	18,448	18,534	18,565	18,565	18,565	18,565	
		一般知源		千 円	3,416	3,605	3,635	3,635	3,635	3,635	
		事業費計(A)		千 円	21,865	22,151	22,231	22,231	22,231	22,231	
		正規職員従事人数			人	2	2	2	2	2	2
		延べ業務時間		時 間	1,200	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
		<sup>養</sup> 人件費計(B)			千 円	4,800	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
		トータルコスト(A)+(B)			千 円	26,665	28,151	28,231	28,231	28,231	28,231
	⑤活動指標		ア		件	248	240	225	225	225	225
			1	回	6	12	12	12	12	12	
		ウ			件	28	30	30	30	30	30
		カ ⑥対象指標 キ			人	35,238	34,466	34,466	34,466	34,466	34,466
					人	28	30	30	30	30	30

29(4)

26,948,074

29(4)

26,948,074

29(4)

26,948,074

29(4)

26,948,074

29(4)

26,948,074

36(1)

28,713,586

ク

サ

シ

ス

⑦成果指標

件

円円

0090

事務事業名 消費者保護対策事業

#### (3) 事務事業の環境変化・住民意見等

### ①この事務事業を開始したきっかけは何か?いつ頃どんな経緯で開始されたのか?

県内で多重債務者が急増し、社会問題となったこと、また、悪質商法被害が増加したため、その対応策として平成3年に開始した。

## ② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか?

多重債務のきっかけとなる借入動機は、主に生活費や遊興・飲食・交際費などであったが、長引く不況の影響による失業や低収入により、生活費のために借り入れを行う相談者の割合が増加した。貸金業法の改正により、新たな多重債務の発生は抑制されるとしているものの、借入先に窮した消費者がヤミ金利用に陥る危険性が高まることが懸念されている。

また、消費者三法の成立により、消費生活相談は住民に身近な市町村が行うところとなったことから、平成24年4月に消費生活センターを気仙2市2町共同で 設置した。悪質商法や架空請求など、消費生活問題は日々多様化している状況である。

#### ③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

信用生協への預託は、多重債務整理等を目的としているが、貸付であるため根本的な債務の解消に繋がらないのではないかとの意見がある一方で、公的機 関が債務整理を支援するということで、安心して相談できるとの意見がある。消費生活相談業務に関しては、市民の反応は概ね良好である。

### 2 評価の部(SEE) \* 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

#### ① 政策体系との整合性

# 見直し余地がある ⇒【理由】 ▽ 結びついている ⇒【理由】 ▽ □

この事務事業の目的は当市の政策体系に 結びつくか?意図することが結果に結び ついているか? 多重債務等で困窮する市民の救済や、市民への消費生活情報の提供が、消費者の自立支援に結びつき、やすらぎある安全なまちづくりの推進につながる。

# ② 公共関与の妥当性

灭

性

伳

效性

評

伳

率

性

伳

性

# □ 見直し余地がある ⇒【理由】 □☑ 妥当である ⇒【理由】 □

なぜこの事業を当市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?

多重債務に陥っている場合、銀行等からの借入は困難であり、債務整理のために利息が高い消費者金融や非正規金融からの借入に頼ることで、安定した生活を送れなくなる。そのような相談者を救済できる機関は他にない。また、消費生活相談に関しては、消費者安全法により地方自治体が行う事務となっている。

# ③ 対象・意図の妥当性

#### 

対象を限定・追加すべきか?意図を限 定・拡充すべきか? 相談者の状況に応じて相談及び貸付事業を行っており、適切である。

### ④ 成果の向上余地

# □ 向上余地がある ⇒【理由】 □□ 向上余地がない ⇒【理由】 □

成果を向上させる余地はあるか?成果の 現状水準とあるべき水準との差異はない か?何が原因で成果向上が期待できない のか? 多重債務及び消費生活関係の相談件数は、社会情勢等によっても変化し、減少傾向にはあるものの根絶は困難である。

### ⑤ 廃止・休止の成果への影響

#### 

事務事業を廃止・休止した場合の影響の 有無とその内容は?

多重債務を整理できず生活に困窮する市民及び悪質商法の被害に遭う市民のための相談窓口がなくなり、市民生活の安定に影響する。

#### ⑥ 事業費の削減余地

# 削減余地がある ⇒【理由】 ラ削減余地がない ⇒【理由】 ラ

成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕様や工法の適正化、住民の協力など)

預託額は前年度の実績等により算出されており、市が預託額を確保できない場合、本制度の利用者が高い利率を支払うこととなり、救済の意図から外れる。また、消費生活センター運営費は人件費が大部分を占め、気仙2市1町が共同で負担している。

# ⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地

# │ 削減余地がある ⇒【理由】 □│ 削減余地がない ⇒【理由】 □

やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか?成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか? (アウト

多重債務にかかる相談者への対応は信用生協が行い、当市には人件費にかかる負担はほとんどない。また、消費生活相談については、相談業務は、会計年度任用職員である相談員があたっており、削減の余地は無い。

## 公 ⑧ 受益機会・費用負担の適正 平 化余地

# 見直し余地がある ⇒【理由】公平・公正である ⇒【理由】

事業の内容が一部の受益者に偏っていて 不公平ではないか?受益者負担が公平・ 公正になっているか? 誰もが多重債務や消費者トラブルに陥りやすい状況にあり、困窮する市民を救済する必要がある。

# 3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

## (1) 改革改善の方向性

1 現状維持

2 改革改善(縮小・統合含む)

(t)

3 終了・廃止・休止

#### (3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

今後とも継続して、多重債務等又は消費生活関係の問題で困窮する市民に対し、相談・貸付等を行い、解決に 導く支援に取り組む。

### 

(2) 改革・改善による期待成果

# 4 課長等意見

### (1) 今後の方向性

### (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

1 現状維持

② 改革改善(縮小・統合含む)

3 終了・廃止・休止

消費生活トラブルはあとを絶たず、引き続き、消費生活センターでの相談機会の提供と、広報等を通じた情報提供などの啓発に努めていく。